

クオリスキッズ谷六保育園 重要事項説明書

＜令和6年4月1日改定＞

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社クオリス
所 在 地	大阪市浪速区難波中1-12-5
電話番号	06-6575-9848
代表者氏名	代表取締役 雨田武史

2 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名 称	クオリスキッズ 谷六保育園		
施設の所在地	大阪府中央区上町1-12-17		
連 絡 先	電話番号	06-4303-3263	
	FAX	06-4303-3264	
管 理 者	園長 宇野 香奈子		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	0歳児	6人	1歳児 10人
	2歳児	10人	3歳児 11人
	4歳児	11人	5歳児 11人
利 用 定 員	満3歳以上の児童	25人	
	満1歳以上満3歳未満の児童	20人	
	満1歳未満の児童	5人	
開 設 年 月 日	令和4年4月1日		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.quolis-kids.com/		

3 施設の目的・運営方針

クオリスキッズ谷六保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的と

します。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

保育方針

○豊かな人間性を持った子どもを育成すること

保育目標

～こころと体と生きる力を育む保育園～

1. 健康的な生活習慣を身に付け、安全な環境の下で情緒の安定を計る
2. 友達と一緒に日々の遊びを通して、好奇心や創造力を拓ける
3. 様々な体験や多様な人との関わりを通して、学ぶ力や思いやりを育む

4. 当園の施設と設備

敷地		167.77㎡
園舎	構造	鉄骨造 地上4階
	延べ面積	450.95㎡
園庭		屋上20.39㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	つくし組（0歳児クラス）
ほふく室	1室	たんぽぽ組（1歳児クラス）
保育室	4室	ちゅうりっぷ組（満2歳児クラス）、すみれ組（満3歳児クラス）、さくら組（満4歳児クラス）、 ばら組（満5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	
調乳室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月）を踏まえ 以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特色

『遊びの中でいきいきと楽しく学ぶ』をコンセプトに教育 Education も行います。

クオリスキッズでは、通常の保育に加えて、下記のプログラムを無料で実施します。※園ごとによって提供するプログラムは異なります。

① 絵画製作（3・4・5歳）

クレヨンや絵の具、アクリル絵の具、コンテ、ローラーや筆を使って、イメージを持ってダイナミックに描くことに取り組み、想像力を養い個性を引き出す作品を作ります。専任の講師の先生に来ていただきます。

② リトミック（0・1・2・3・4・5歳）

スカーフやボール、ロープ、楽器を使って、音楽を全身で感じて表現します。音感やリズム感、表現力を養いながら、バランスよく心身を発達させます。専任の講師に来ていただきます。

③ 体操（3・4・5歳）

楽しく体を動かしながら基礎的な運動能力や意欲、忍耐力、たくましい心を育みます。専任の講師に来ていただきます。

④ 英語（3・4・5歳）

カードやゲーム、音楽を通して自然に英語にふれ、国際感覚を養う機会を積極的に作ります。専任の講師又はネイティブに来ていただきます。

⑤ ヒップホップダンス（3・4・5歳）

リズムに合わせて体を動かすことでリズム感を養いながら体を動かす楽しみも覚え、柔軟な心と体を作ります。専任の講師に来ていただきます。

(3) 送迎

保護者の方による送迎をお願いしています。（送迎者写真提出確認のため）

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年4月現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受け園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	10	7	3	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児、乳児食、1、2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。 作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3	3		
調理師	栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。				
看護師	児童の健康状態の把握、病期等の早期発見、感染症対策、保育補助				
保育補助 (強化体制)	送迎時見守り・掃除、配膳等	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）シフト制
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）シフト制
管理栄養士及び 栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育補助（強化体制）	朝・夕の時間帯で合わせて7時間～8時間勤務

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から20時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理、給食調理	3	3		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別な配慮を必要とする子どもの保育の取組状況

地域社会の中で、支援の必要な子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	さの赤ちゃんこどもクリニック
医院長名又は医師名	佐野 博之
所在地	大阪市天王寺区清水谷町 5-22 3階
電話番号	06-6765-8585

(2) 歯科

医療機関の名称	あんデンタルクリニック
医院長名又は医師名	安柄旭
所在地	大阪市天王寺区清水谷町 3-26
電話番号	06-4304-6027

15 緊急時の対応

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、速やかに当該利用園児の保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。尚、保護者の指定する医療機関への緊急搬送は、致しかねますのでご了承ください。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (3) お預かりしている園児に発熱・下痢・嘔吐・その他の症状が見られ、日常生活において保育が困難と判断した場合は、保護者へ連絡を行いますので、速やか（概ね1時間以内）に迎えに来ていただきます。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・非常用電源 無 ・スプリンクラー 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

※児童福祉法第5条 児童虐待防止の法律（早期発見の義務）、児童福祉法第6条（児童虐待に係る通告）により児童虐待を発見しやすい立場にある人、団体は、児童虐待の早期発見及び通告の義務付けがされています。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付 担当者	氏名 電話番号	園長 宇野 香奈子 06-4303-3263
相談・苦情解決 責任者	氏名 電話番号	代表取締役 雨田 武史 06-6575-9848
区市町村の苦情・ 相談窓口	大阪府中央区役所 電話番号	保健福祉センター 06-6267-9857
第三者委員	辻井 一成	電話番号 06-6442-8855（代表） 役職・肩書等 堂島総合法律事務所
	眞鍋 明敬	電話番号 06-6762-1862 役職・肩書等 玉造連合第7 振興町会 会長 民生委員児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こども育成協議会総合補償保険
保険の内容	死亡、後遺障害、入院、通院、手術
保険金額	死亡100万円・後遺障害100万円・ケガによる入院保証日額1,500円（180日まで）・ケガによる通院保障日額1,000円（90日まで）

20 園児の利用状況

	令和4年5月1日 現在	令和5年5月1日 現在	令和6年5月1日 現在
0歳児	3人	3人	人
1歳児	10人	10人	人
2歳児	10人	10人	人
3歳児	5人	9人	人
4歳児	人	5人	人
5歳児	人	人	人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	年1回年度末に実施予定	令和6年3月

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和5年度）

※原油価格等の高騰により、購入していただく物品に価格変更があります。

当園としましては可能な限りご負担を少なくし、随時価格交渉を行っておりますが、大変厳しい状況となっております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。尚、進級に伴う物品購入については令和4年度2月末日申し込み分までは旧価格にて提供いたします。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額（旧価格）	金額（新価格）
幼児（3～5歳児）	2号認定の子どもにかかる給食費 主食費 1500円 副食費 4500円	月額 6,000円	月額 6,000円
コット用シート（0～1歳児）	午睡用シートにかかる費用 （入園時、2歳児進級時購入） 100cm	1,400円	2,200円
コット用シート（2～3歳児）	130cm	1,540円	2,420円
カラー帽子	入園時のみ	1,170円	1,190円
連絡帳（0～2歳児）	なくなれば再購入	200円	200円
連絡帳（3～5歳児）	なくなれば再購入	80円	70円
おたよりケース	0歳児以上	290円	290円
ペーパータオル	0歳児以上	120円	130円
クレパス	2歳児以上	650円	650円
クレパス（単色）	2歳児以上	51円	51円
はさみ	2歳児以上 （左利き用購入可能）	302円	315円
のり	2歳児以上	220円	220円
のり（補充用）	2歳児以上	64円	64円
粘土	2歳児以上	165円	165円
粘土ケース	2歳児以上	220円	261円

粘土板	2歳児以上	500円	530円
お道具箱	2歳児以上	560円	580円
自由画帳	2歳児以上	242円	242円
色鉛筆	3歳児以上	880円	1010円
粘土ペラ	3歳児以上	240円	250円
なわとび	3歳児以上	480円	510円
スモック	3歳児以上 100・110・120cm	1,400円	1,400円
	130cm	1,650円	1,650円
体操服 (Tシャツ)	3歳児以上 100・110・120cm	1,595円	1,760円
	130・140cm	1,650円	1,815円
体操ズボン	3歳児以上 100・110・120・130cm	1,600円	1,600円
出席ノート・シール (3～5歳児)	入園時、進級時購入	670円	650円
鍵盤ハーモニカ	4歳児以上	5,940円	5,940円
鍵盤唄口	4歳児以上	396円	396円
その他	行事に関わる費用などは、 別途ご案内致します。		

※ 紛失された場合は、再購入していただきます。

※ 幼児は遠足代を徴収する場合があります。また、実施行事の内容によって金額が異なります。(電車・バス・高速代・入園料等)

<前年度例> 大阪城公園 180円～

5歳児は卒園費アルバム代・卒園費(証書、証書ファイル、記念品など)

4月から翌年3月まで月額1,400円収致します。(合計16,800円)

※ 園より、セキュリティカードを1家庭に2枚お渡しします。卒園時、退園時には必ず返却をお願いします。破損や紛失の場合、カード料金として1枚につき2,500円をいただきます。カードの取り扱いには十分ご注意ください。

※ 上記金額に変更があれば随時お知らせします。

※当園は、写真撮影・販売を外部委託しています。(ブランジュールフォト)
写真料金について

商品名	写真サイズ	単価 (税込み)
L判	89mm×127mm	135 円～
KG判	102mm×152mm	165 円～
2L判	127mm×178mm	275 円～
集合写真 (ロゴ入り)	127mm×178mm	385 円～
L判 (職員撮影写真)	89mm×127mm	66 円～

※上記金額に変更があれば随時お知らせします。

2 延長保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
(朝) 7:00～7:29	朝延長	月額	2,900 円
		日額	300 円
(夕) 18:31～19:30	1 時間以下	月額	2,900 円
		日額	300 円
(夕) 18:31～20:00	1 時間 30 分以下	月額	5,900 円
		日額	600 円
補食代		1 食	100 円
夕食代		1 食	450 円

※夕食提供について

夕食提供は、保護者が病気などで入院した場合や、やむをえず、夕食提供ができない方などが対象です。夕食提供に関しては保育園が判断させていただきます。必ず、園長にご相談ください。